

スピードカードローン〈便利屋さん〉

(令和6年4月8日現在)

1. 商品名	スピードカードローン《便利屋さん》（全国しんくみ保証株式会社保証付）																			
2. ご利用いただける方	・ 満20歳以上、満65歳未満の方 ・ 給与所得者、個人事業者で安定した収入が継続して見込まれる方 ・ 勤務先または住居が滋賀県内で当組合の組合員あるいは組合員資格のある方。 ・ 全国しんくみ保証株式会社（再保証：㈱オリエントコーポレーション）の保証が得られる方 ・ 当組合の他のカードローン契約のある方は除きます。																			
3. お使いみち	・ 自由（事業性資金および旧債返済資金や投機など不健全な資金は除きます。）																			
4. ご融資極度額	・ 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円の5種類																			
5. ご融資期間	・ 1年（原則、65歳未満での自動更新ですが、更新できない場合もございます。）																			
6. ご融資利率	・ 当組合所定の利率によります。（金利につきましては、窓口へお問い合わせ下さい）																			
7. ご返済方法	・ 極度型別定額返済方式 <table><tr><td>貸越限度額</td><td>元金返済金額</td><td>貸越限度額</td><td>元金返済金額</td></tr><tr><td>10万円</td><td>2,000円</td><td>20万円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>30万円</td><td>5,000円</td><td>40万円</td><td>7,000円</td></tr><tr><td>50万円</td><td>10,000円</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 毎月約定日に返済口座より自動振替にてお支払いいただきます。 ・ 任意のご返済も随時可能ですが、任意返済が行われた月でも、約定返済日には約定返済を行っていただきます。				貸越限度額	元金返済金額	貸越限度額	元金返済金額	10万円	2,000円	20万円	4,000円	30万円	5,000円	40万円	7,000円	50万円	10,000円		
貸越限度額	元金返済金額	貸越限度額	元金返済金額																	
10万円	2,000円	20万円	4,000円																	
30万円	5,000円	40万円	7,000円																	
50万円	10,000円																			
8. 担保・保証人	・ 原則不要です。ただし、保証会社の判断により必要な場合があります。 ・ 全国しんくみ保証株式会社（再保証：㈱オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただきます。																			
9. 利息計算方法	・ 前月約定返済日から当月約定返済日前日まで、毎日の最終残高（100円未満切捨）の累計額（積数）×年利÷365（円未満切捨）の方法によります。																			
10. 手数料	・ 不要です。																			
11. その他	・ 申込みに際し、インターネット、FAX、メールオーダーの仮申込が可能です。 正式申込時にご来店下さい。																			
12. 苦情処理措置、紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748－62－4100 受 付 日 ： 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間： 午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（TEL03－3581－0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL03－3595－8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL03－3581－2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。																			

裏面に続きます

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、
弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同
して解決に当ります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんので
ご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

（以上）